

個人情報等の取扱いに関する覚書

株式会社〇〇〇〇（委託者）（以下、甲という）と株式会社□□□□（受託者）（以下、乙という）は、個人情報（マイナンバー（個人番号）、特定個人情報含む、以下「個人情報等」と呼ぶ）の取扱いに関する以下の条項に関して、覚書を取り交わす。

第1条（目的）

本覚書は、乙が、甲から預託を受けた個人情報等の機密を守り、安全に管理するために遵守すべき事項を定める。

第2条（対象個人情報）

本覚書は、乙が甲から預託を受けた個人情報並びにマイナンバー（個人番号）、特定個人情報（個人番号に個人情報が付加された情報）を対象とする。

第3条（委託者及び受託者の責任の明確化）

甲は乙に対し、委託業務に必要なかつ十分なだけの個人情報等を、適切な方法を用いて提供する責任を負う。

- 2 甲は乙に対し、預託した個人情報等の管理・取扱いに関して、具体的な手順・方法を示す責任を負う。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報等の機密保持・安全管理（個人情報の漏えい防止、盗用禁止に関する事項を含む）に努める責任を負う。

第4条（安全管理の措置）

乙は、本業務において個人情報等取扱責任者を定め、乙及び乙の従業者に対して、本業務によって得られた各種データ等が滅失、漏えい、き損しないよう、万全の管理体制を講ずるとともに、甲が指示した管理事項を遵守しなければならない。

なお「従業者」とは、乙の組織内において直接間接に乙の指揮監督を受けて本業務に従事している者を言い、具体的には、正社員、契約社員、パート社員、アルバイト社員、嘱託社員、派遣社員の他、取締役、監査役、理事、監事等を含む。

- 2 乙の管理体制が不十分であると甲が判断した場合は、甲は乙に対して是正を求めることができる。
- 3 乙は、本業務において個人情報等を取り扱う従業者を明確化しなければならない。

第5条（従業者に対する監督・教育）

乙は、本業務を行わせる全ての従業者に対して監督責任を負う。

- 2 乙は、本業務を行わせる全ての従業者に対して、個人情報等保護の重要性について定期的に教育を行わなければならない。

第6条（禁止事項）

乙は、甲から預託された個人情報等の機密保持・安全管理のために、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報等を、甲の承諾を得て第三者に再預託した場合の、その担当者以外の第三者に開示すること。
- (2) 個人情報等を、甲の承諾なしに原契約を履行する以外の目的に使用すること。
- (3) 個人情報等を、甲の承諾なしに乙の施設内から持ち出すこと。

第7条（受渡し記録）

甲から乙に個人情報等を提供したとき、および乙から甲に個人情報等を返却したとき、受渡し記録簿に必要な記録を残し、双方で確認する。

第8条（再委託）

乙は、甲の承諾なく個人情報等を取り扱う業務を、第三者に再委託することはできない。

- 2 乙は、個人情報等を取り扱う業務を再委託する場合、再委託業務の内容、業務に関与する担当者の氏名、経歴等の甲が要求する事項を事前に書面で甲に通知し、甲の承諾を得る。
- 3 乙が再委託した企業が更に再委託をする場合には、その都度、乙は甲の承諾を得なければならない。その後の再委託についても同様である。

- 4 なお、再委託、再々委託などをする企業は、乙と同等以上のセキュリティ体制並びに個人情報等保護体制を構築している必要がある。

第 9 条（事故発生時の連絡）

乙の施設内並びに乙が再委託した施設内において甲から預託された個人情報等に係る事故が発生した場合、乙は速やかにそのことを甲に連絡し、対応についての指示を受ける。

- 2 事故に対する対応がすべて終了した後、乙は事故の発生状況、被害状況、発生原因、再発防止策を書面にまとめ、甲に報告する。

第 10 条（個人情報等の返還）

乙は、個人情報等に関わる業務が終了した場合、甲から提供を受けた個人情報等をすべて返却する

- 2 サーバやパソコンの中に記録されたデータは、復元できない方法（例えば専用のソフトウェアを用いるなど）により消去・破棄しなければならない。
- 3 個人情報等が記載された紙書類を乙において廃棄する場合には、復元できない程に細かく裁断のできるシュレッダー、又は破棄証明書を発行・入手することのできる溶解処理業者・焼却処理業者を利用すること。

第 11 条（個人情報等の取扱状況に関する報告）

甲は乙における個人情報等の取扱い状況について、定期的に報告を求められるものとする。この場合、乙は速やかに応じるものとする。

第 12 条（契約内容が遵守されていることを委託者が確認できる事項）

甲は、乙に委託した個人情報等の管理・取扱い状況を調査するために、事前に乙に通知したうえで、委託した個人情報等を管理している乙の施設での調査ができるものとする。

第 13 条（損害賠償）

乙が本覚書で定めた事項を遵守せず、甲から預託した個人情報等に係る事故を発生させた場合、甲は乙に対して、被害の大きさに応じて損害賠償を要求することがある。

第 14 条（相互協力）

甲と乙は、本覚書で定めた事項を遵守し、協力して個人情報等の機密保持・安全管理に努めるとともに、原契約を確実に履行する。

- 2 本覚書で定めていない事象が発生した場合、甲と乙は誠意をもって対応策を協議、実施する。

以上、本覚書は 2 通作成し、甲乙各 1 通を保有する。

なお、甲は、本覚書を少なくとも個人情報等を乙に預託している期間に渡って保存しなければならない。また乙は、本覚書を少なくとも甲から預託された個人情報等を保有している期間に渡って保存しなければならない。

平成 年 月 日

甲：株式会社アイデンティックサービス
神奈川県横浜市保土ヶ谷区初音ヶ丘 17-1-1103
代表取締役 谷口 勝敏

乙：